

平成 23 年 9 月 16 日

証券監督者国際機構（IOSCO）による 「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」の公表

平成 23 年 9 月 15 日、証券監督者国際機構（IOSCO）は、「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」を公表しました。

平成 22 年 11 月、G20 ソウル・サミット文書において、石油市場をはじめとした商品デリバティブ市場の規制・監督の改善及び透明性の向上に関する要請が出されました（参考 1）。これを受けて、9 月 15 日、証券監督者国際機構（IOSCO）は、商品先物規制当局で構成されるタスクフォース（商品先物市場タスクフォース）において「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」を策定し、公表しました。

本原則は、平成 9 年に策定された「東京コミュニケ」（参考 2）を、近時の商品デリバティブ市場の環境に合わせて改訂・拡充したものです。本原則には、商品デリバティブ市場透明性の向上、市場監督・監視の改善及び不公正取引等への対処に資する原則として、以下が定められています。

- 商品デリバティブ取引の商品設計に関する原則
- 商品デリバティブ市場の監視に関する原則
- 商品デリバティブ市場における秩序が保たれない場合の措置原則
- 法執行及び情報交換に関する原則
- 商品デリバティブ市場における価格発見機能の向上に関する原則

商品先物市場タスクフォースのメンバー国は、日本、米国、英国、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港、シンガポール、サウジアラビア等 16 カ国です。

（別紙１）IOSCOによる報道発表：

<http://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS214.pdf>

（別紙２）「商品デリバティブ市場の規制・監督に関する原則」の原文：

<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD358.pdf>

（別紙３）「商品デリバティブ市場の規制・監督に関する原則」の概要：

<http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110916001/20110916001-2.pdf>

（本資料のお問い合わせ先）

商務情報政策局商務流通グループ

商取引・消費経済政策課課長 石崎 隆 （担当者：中野、忍岡）

電話：０３－３５０１－１５１１（内線 ４２１１）

０３－３５０１－６６８３（直通）

(参考 1) G 2 0 ソウル・サミット文書 (平成 2 2 年 1 1 月) 仮訳抜粋

41. 我々は多くの分野において著しい進ちょくを成し遂げてきた一方, 更に注意が必要な事項も残っている。

・商品デリバティブ市場の規制・監督についての更なる作業：我々は, 特に IOSCO の商品先物市場に関するタスクフォースに対して, 次のステップの検討のため, その重要な作業について 2011 年 4 月までに FSB に報告するよう求めた。

63. 2010 年 6 月及び 11 月の IOSCO による報告を歓迎しつつ, 我々は, IOSCO に対し, 石油店頭市場の状況を更に監視し, エネルギー専門家グループの作業によって情報を得た財務大臣及び関係大臣が, 2011 年 4 月に石油金融市場の規制改善及び透明性向上について次のステップを検討するために, 金融安定理事会に対して報告することを求める。

ソウル・サミット文書 (仮訳) :

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/seoul2010/document.html>

(参考 2) 東京コミュニケ (平成 9 年 1 0 月)

原文 : <http://www.meti.go.jp/policy/commerce/intl/tkyc.pdf>